

## 第5回 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年4月28日（火）13時30分～

場 所：当別町役場 第2庁舎

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）経過報告

（2）GW 期間中の対応について

（3）GW 明けの対応について

（4）国、北海道の支援策の確認及び町支援策の検討について

4 その他

5 閉会

### 【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

## 新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課 (R2.4.28)

## 1 発生の状況

## (1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

4月27日12時までに確認されている患者は8,051名。

	PCR 検査 陽性者	うち 無症状者	うち 有症状者	うち退院 した者		症状の 有無 確認中
				うち 死亡者		
国内事例	13,232	833	8,051	2,888	351	4,348

## (2) 道内の発生状況 (R2.4.27現在)

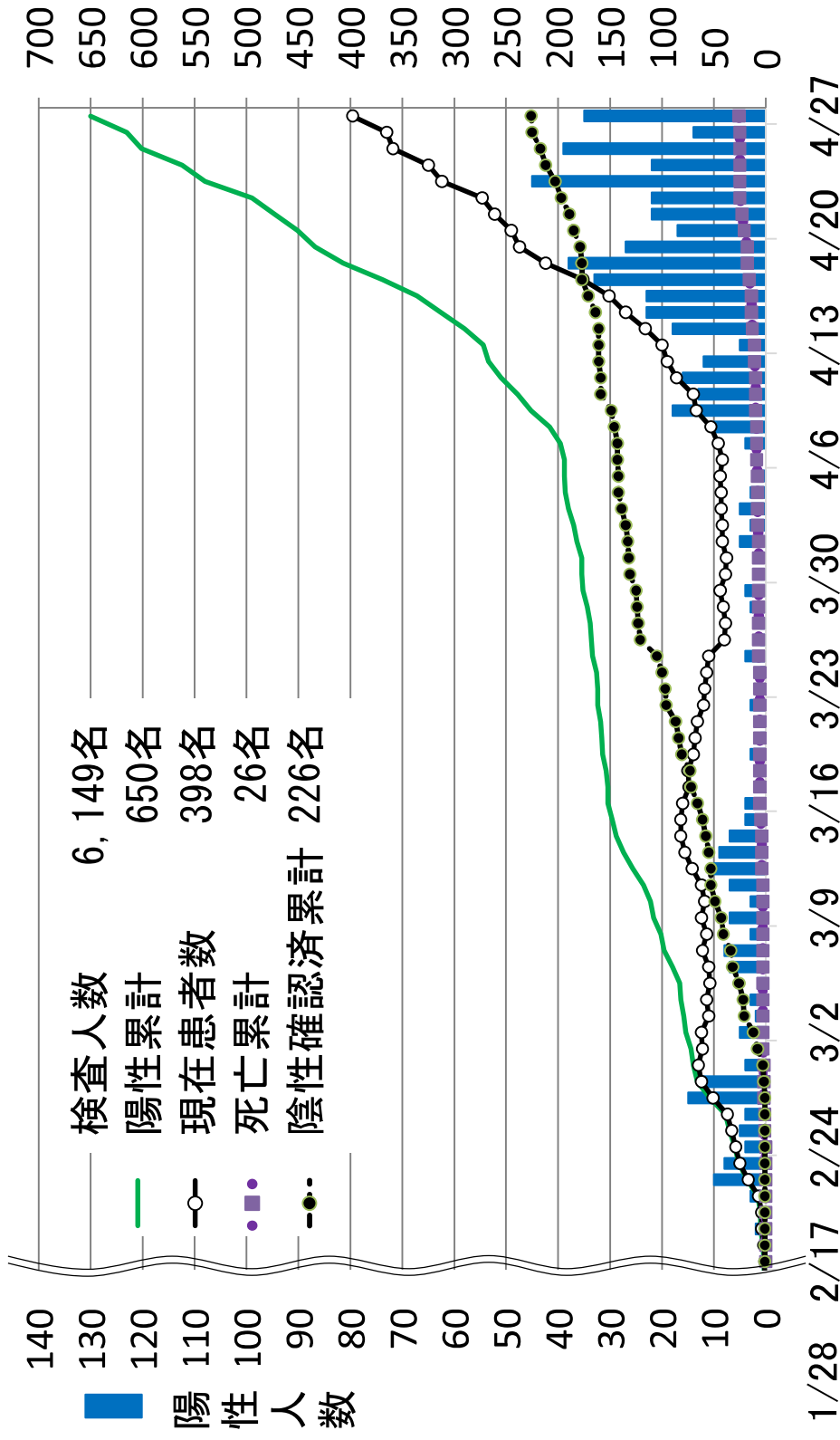
650名 (死亡26名)

	PCR 検査 陽性者	現在 患者数	軽症 中等症		重症	死亡者	陰性 確認済
道内事例	650	398	385	13	26	226	

石狩振興局管内	456名	➔	札幌市	349名
渡島総合振興局管内	12名		江別市	4名
檜山振興局管内	3名		千歳市	58名
後志総合振興局管内	14名		北広島市	9名
空知総合振興局管内	15名		石狩市	5名
上川総合振興局管内	39名		恵庭市	5名
留萌振興局管内	3名		その他	26名
宗谷総合振興局管内	5名			
オホーツク総合振興局管内	45名			
胆振総合振興局管内	15名			
日高振興局管内	2名			
十勝総合振興局管内	3名			
釧路総合振興局管内	19名			
根室振興局管内	2名			

・その他 中国籍 1名、道外居住 6名、  
非公表 10名。

# 北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況(R2.4.27現在)



※「陰性確認済累計」とは、陽性の患者が軽快してから24時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから24時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

## 2 国の対応

- (1) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (2) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (3) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (4) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (5) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1~2週間が瀬戸際」)
- (6) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (7) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (8) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (9) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (10) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (11) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカー対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (12) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」)
- (13) 3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (14) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。(3月5日より配布)
- (15) 3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (16) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。(3月12日より配布)
- (17) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナ感染症に関する緊急対応策―第2弾―発表。
- (18) 3月11日、WHO がパンデミック(世界的な大流行)を宣言。
- (19) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立(3月14日施行)。
- (20) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。(3月19日より配布)
- (21) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (22) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化

や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。

- (23) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を73の国と地域に拡大(4月3日から適用))。
- (24) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (25) 4月7日、緊急事態宣言。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで)
- (26) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (27) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (28) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7と都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (29) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特別警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (30) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣。
- (31) 4月22日、専門家会議見解(「人の接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
- (32) 関係会議の開催
  - 1月30日～ 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計30回開催
  - 2月16日～ 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計11回開催
  - 1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

### 3 道の対応(保健福祉部)

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 道民等への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民への情報提供
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
  - (ウ) 保健所等による相談対応
    - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (3) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (4) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者

## 外来」の整備

- (5) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)  
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (6) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (7) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (8) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (9) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (10) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (11) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (12) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
- (13) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (14) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2月28日～3月19日)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (15) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (16) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症対処方針」を決定。
- (17) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (18) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (19) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (20) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (21) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためのチラシを配架。
- (22) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINE を活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (23) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせて6班体制

に拡充。

- (24) 4月12日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を変更。
- (25) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (26) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (27) 4月14日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (28) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (29) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (30) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (31) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横 INN 札幌すすきの南」（札幌市中央区。）の開始（120名程度）。
- (32) 4月21日、「休業要請相談専門ダイヤル」を開設。
- (33) 4月24日、北海道ふるさと寄附基金に「エールを北の医療へ」を新設。
- (34) 関係会議の開催状況
  - 1月23日 庁議
  - 1月24日・31日 緊急保健所長会議
  - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会
  - 1月28日～3月24日 感染症危機管理対策本部会議、計12回開催
  - 3月27日～4月20日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計7回開催

#### 4 町内の対応

- (1) 国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集
- (2) 町民や関係機関への情報提供、注意喚起
  - ホームページにより町民へ情報提供
  - 町民へちらし（相談・受診の目安）を全戸配布（2月22日）
- (3) 2月25日
  - 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置
    - ・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請
  - 社会教育施設閉鎖（2月26日～3月2日まで）
  - 道の駅へ感染症対策の徹底を通知
  - 窓口職員に対しマスク配布
  - ハイター噴霧器等備品購入
- (4) 2月26日

- 教育施設等休校等(2月27日～3月4日)
  - ・町内小中学校の臨時休校 ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)
  - ・子ども発達支援センター閉鎖 ・子どもプレイハウス閉鎖 ・あそびの広場閉鎖
- 当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。
  - 3月1日の卒業式は時間短縮で実施。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。
- ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。
- 太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。
- 行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。
- (5)2月27日、HPにて町民向けに町長からのメッセージ掲載。
- (6)2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)
- (7)3月2日
  - 3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。
  - 社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。
  - 道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。
    - ・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。
  - 町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)
  - 認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。
  - 子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。
  - 子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)
- (8)3月3日
  - 町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)
  - 3月議会定例会の傍聴中止を決定。
- (9)3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)
- (10)3月9日
  - 道の駅営業再開時間短縮(10時～16時)営業(3月19日まで)。
  - レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日～26日)。
- (11)3月13日
  - 社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。
  - 認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。
  - 子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。
- (12)3月16日、町内医療機関及び歯科医療機関に対し、手指消毒用アルコールの配布希望の有無について通知(FAX)。希望機関に対し1医療機関に1Lを順次配布。
- (13)3月17日
  - 社会教育施設臨時休館延長(3月31日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止延長(3月31日まで)。物販、高陣は通常営業。



- ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(3月31日まで)。
- 観光行政に寄附された使い捨てマスク100枚を太美駅 FIKA へ配布。
- (14)3月18日
  - 町長メッセージ(2回目)をホームページに掲載。
  - 行政推進員に町長メッセージ(2回目)を FAX 送信。
- (15)3月24日
  - 4月11日の北海道医療大学入学式中止
  - 4月11日、12日ののど自慢中止
- (16)3月30日
  - 社会教育施設臨時休館延長(4月14日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止延長(4月14日まで)。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(4月14日まで)。
  - 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(4月14日まで)。
- (17)3月31日、4月以降の対応方針についてのチラシを町内回覧。
- (18)4月3日
  - 4月6日の町内小中学校の入学式実施。
  - 4月7日から町内小中学校授業再開。
  - 町内小中学校に寄附された使い捨てマスク200枚を4校に配布。
  - 町内小中学校に寄附された手作り布マスク66枚と使い捨てマスク50枚を4校に配布。
  - 町備蓄使い捨てマスク400枚を町内小中学校4校に配布。
- (19)4月13日
  - 町内小中学校臨時休校(学校閉鎖)(4月14日から5月6日まで)。
  - 認定こども園(幼稚園)休園(4月14日から5月6日まで)、保育は縮小開設要請。
  - 社会教育施設臨時休館延長(5月15日まで)。
  - ふれあい倉庫貸館休止延長(5月15日まで)。物販、高陣は通常営業。
  - ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(5月15日まで)。
  - 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(5月15日まで)。
- (20)4月14日、4月15日以降の対応方針についてのチラシを全戸配布。
- (21)4月15日、
  - 寄附された防塵マスク(N95)を町内医療機関及び歯科医療機関に順次配布。
  - 寄附及び町備蓄の使い捨てマスクを町内高齢者関係事業所に順次配布。
- (22)4月16日、夏至祭の中止を決定。
- (23)4月20日、町内認定子ども園に寄附された手作り布マスク150枚を配布。
- (24)4月23日
  - 町内医療機関及び歯科医療機関に対し、サージカルマスク50枚及び手指消毒剤1Lを順次配布。
  - 4月27日から太美出張所の窓口利用時間の短縮を決定。
- (25)4月24日、町内の公園と運動施設の当面の使用禁止を決定。

(26)4月27日

○道の駅の4月末までの営業時間短縮と一部臨時休業。

○道の駅の5月1日から5月6日まで全館臨時休館。

(27)4月16日時点での中止(延期)したイベント 【合計 49件】

・当別町が主催・共催するもの	24件
・NPO 法人ふれスポとうべつが主催等するもの	11件
・その他が主催するもの	14件

(28)関係会議等

1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知

2月 4日 部長会議において状況報告

2月10日 行政推進員会議において報告

2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知

2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催

2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

3月17日 第2回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

3月30日 第3回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

4月 7日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策幹事会議(書面会議)開催

4月13日 第4回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

4月28日 第5回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

2月27日～4月20日 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部状況報告  
計38回

## (仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金実施概要

### 支援金の概要

#### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮と、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の方を対象に、支援金を給付いたします。

#### ■支給額

	対象	北海道 給付金額	当別町 給付金額	合計 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付 対象外	30万円
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付 対象外	30万円	

#### ■支給イメージと申請先

<b>①～③は北海道へ申請</b>		<b>④当別町へ申請</b>	
<b>道給付 30万円</b>	<b>町給付 10万円</b> <small>※道支給の支給決定データをもとに10万円を追支給</small>	<b>町給付 20万円</b> <small>※道支給の支給決定データをもとに20万円を追支給</small>	<b>町給付 30万円</b>
	<b>道給付 20万円</b>	<b>道給付 10万円</b>	
<b>北海道による休業要請等の対象施設</b>		<b>飲食店</b>	
スナック、バー、カラオケボックス、学習塾、写真屋 など		料理店、喫茶店、居酒屋 など	
<b>①法人事業者</b>	<b>②個人事業者</b>	<b>③酒類提供あり</b> <small>19時以降の 酒類提供取りやめ</small>	<b>④酒類提供なし</b>

※②、③は北海道の給付の支給決定データをもとに当別町から追支給

## 酒類提供のない飲食店への支援金の給付について（当別町への申請）

---

当別町では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に当別町独自で給付金を給付いたします。

### 1 給付対象

酒類を提供しない食事提供施設について、4月25日（土）～5月6日（水）の全ての期間において、「2 感染症防止対策」に取り組んだ場合、支給対象となります。

また、休業等の要請期間が延長になった場合は、当該要請期間が終了するまで継続をお願いいたします。

【食事提供施設（例）】 飲食店 料理店 喫茶店 等

### 2 感染症防止対策

以下の(1)及び(2)の取組を行う事業者

#### (1)休業・営業時間の短縮等

- ①休業
- ②営業時間の短縮（1時間以上の短縮）
- ③イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業継続は可）
- ④店舗の座席レイアウトの変更（席数減によるソーシャルディスタンスへの配慮）

#### (2)施設運営のきめ細やかな取組

- ①3つの密（密閉・密集・密接）の防止  
換気や行列間隔の工夫など
- ②飛沫感染・接触感染の防止  
従業員のマスク着用など

※(2)の①～②については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします

### 3 備考

- ・北海道の緊急事態措置以前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。なお、北海道による休業要請等の対象となる施設等については、北海道総合政策部のHPに掲載しています。  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>)
- ・当別町内の事業所はもとより、道内全ての事業者の休業等を行った場合が対象となります。この場合、町外に本社がある場合も対象となります。

## 申請手続

---

### ■申請受付期間（予定）

令和2年5月11日（月）～

※申請期限は未定（北海道と調整中）

### ■申請方法

郵送（令和2年5月11日（月）から受付開始）

※郵送による対応ができない場合については、新型コロナウイルス感染防止のため事前電話予約により窓口にて対応します。

### ■申請に必要な書類（予定）

- ①支援金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）
- ②営業実態が確認できる書類  
（例）確定申告書の写しほか、各種法規に基づく営業許可証等
- ③休業や営業時間の短縮等、感染症防止対策を講じたことが分かる資料  
（例）店頭告知チラシやメニュー、自社のホームページ写し等
- ④誓約書

## 今後の流れ

---

■実施概要公表 4月24日（金）

■募集要項公表、「郵送」及び「商工課窓口」にて受付開始（予定） 5月11日（月）  
募集要項公表と申請書等の様式を同時に公表します。

■支援金の給付（予定） 5月下旬～

※予定としている日程は、決定次第随時更新します。

※この支援金の予算執行については、補正予算の成立が条件となります。

お問い合わせ（平日 9：00～17：00）

当別町 経済部商工課

電話 0133-23-3129